

# JAPAN/ICOMOS INFORMATION

## 第2期 第6号

平成3年3月16日 発行

(91)

### 諸報告

#### ◎ 1990年度第3回理事会

日時：1990年（平成2年）12月26日（水）午後6時～8時半

会場：神田学士会館、303号室

出席者：坪井清足委員長、石井昭、伊藤延男、稲垣栄三、木原啓吉、陣内秀信、  
益田兼房、渡辺保弘の各理事

#### 議 事

##### I 報告事項

##### 1) 第9回国際イコモス総会報告（坪井委員長、稲垣・伊藤・陣内理事）

1990年10月6日より11日までスイス・ローザンヌで開催された総会に出席。この模様を1990年国内委員会総会および次号JAPAN/ICOMOS INFORMATION第2期第6号で報告する。

##### 2) 庶務報告（渡辺理事）

会員の死亡と退会希望の報告。岩崎友吉名誉会員が平成2年12月に亡くなられた。日名子元雄監事が文章で退会希望（健康上の理由）を提出されている。

##### 3) 事業報告（稲垣理事）

①1990年9月26日神田学士会館にて第2回研究会開催。講師は西村幸夫委員、テーマは「タイにおける保存の手法としてのヒストリカル・パーク」、参加者は17名。

②1990年11月22日神田学士会館にて第3回研究会開催。講師は上野邦一委員、テーマは「ラオスでワットプー遺跡を掘る」、参加者は14名。

##### 4) 広報報告（益田理事）

1990年第2回・第3回研究会の内容を次号JAPAN/ICOMOS INFORMATION第2期第6号で報告する。

##### II 審議事項

1) 退会の件：日名子元雄監事の退会希望は本理事会で承認され、総会で報告する。

2) 入会推薦の件：下記の3名の入会推薦があった。（ ）内は推薦者名。

岡田保良・国士館大学イラク考古学研究所（坪井委員長・石井昭理事）

高瀬静昭・新日本建築家協会会員（陣内秀信理事・川添智利委員）

松本修自・奈良国立文化財研究所（坪井委員長・鈴木嘉吉委員）

上記3名の各氏には入会申込用紙を発送する。

3) 1990年国内委員会総会の件：

日時：1991年 1月19日（土）午後 5時～ 6時半

場所：神田学士会館 302号室、で開催と決定。

4) 1991年活動計画について

①世界遺産条約の件：日本イコモス国内委員会より政府にこの条約の批准を正式に要望すべきである。その具体的活動については1月の総会に計る。

②1993年国際イコモス総会（スリランカ・コロンボ）の件：3年後に国際イコモス総会が初めてアジアで開催される。日本イコモス国内委員会もこの総会に向けて活発な活動を行って、総会の成功にアジアの一員として協力すべきであろう。具体的には、詳しいカントリーレポートの製作、ポスターセッションへの参加、模型による日本の伝統的木工技術の紹介などいろいろ考えられる。これらをどの様に進めていくかを今後検討、決定して行きたい。

## ◎ 1 9 9 0 年

### 日本イコモス国内委員会総会

日時：1991年 1月19日（土）午後 5時～ 6時半

場所：神田学士会館 302号室

出席者：坪井清足委員長、吉川需名誉会員、稲垣栄三、伊藤延男、木原啓吉、益田兼房、渡辺勝彦、羽生修二、渡辺保弘の各理事、飯田喜四郎、石川忠臣、上野邦一、桐敷真次郎、近藤公夫、鈴木嘉吉、田原幸夫、ペーレント・メリー、三浦定俊、安原啓示、渡辺保忠の各委員。出席者計20名。委任状提出59名。委員総数は121名（1991年 1月19日現在）で、委任状を含む出席者は過半数を越え、総会は成立（担当：渡辺<sup>保弘</sup>理事）。

#### 議 事

##### I 報告事項

1) 庶務報告（担当：渡辺<sup>保弘</sup>理事）

①90年 2月、石井理事より一般会計を引き継ぐ。

②90年 3月、石澤理事より庶務を引き継ぎ、上智大学アジア文化研究所より(株)文化財工学研究所へのイコモス事務局移転完了。併せて、事務局移転通知をパリ本部および国内委員全員に発送。

③90年 4月、1990年会費納入案内を全会員に発送。

④90年 4月、第1回理事会開催（於：神田学士会館）

⑤90年 6月、第2回理事会開催（於：日本プレスセンタービル）

⑥90年 7月、本部イコモスより依頼の第9回国際イコモス総会役員改選選挙委

任状を全会員に送付、委任状署名を会員に依頼。

⑦90年 8月、イコモス本部より依頼の "INDIVIDUAL MEMBERSHIP SITUATION OF NATIONAL AND INTERNATIONAL COMMITTEES" と "DIRECTORY" (会員記録等) を全会員に発送。必要事項の記入返送を依頼する。

⑧90年 9月、第9回国際イコモス総会役員改選選挙委任状を国内会員より回収し、本部へ発送。併せて、カントリーレポート、回収分の "INDIVIDUAL MEMBERSHIP SITUATION OF NATIONAL AND INTERNATIONAL COMMITTEES" と "DIRECTORY" (会員記録等) を本部へ発送。

⑨90年12月、第3回理事会開催 (於：神田学士会館)

⑩90年12月、1990年日本イコモス国内委員会総会出席案内を全会員に発送。

## 2) 広報報告 (担当：益田理事)

①90年 2月、JAPAN ICOMOS INFORMATION第2期第3号を発行。

②90年 5月、JAPAN ICOMOS INFORMATION第2期第4号を発行。

③90年 8月、JAPAN ICOMOS INFORMATION第2期第5号を発行。

④日本イコモス国内委員会会員名簿を作成中

## 3) 事業報告 (担当：稲垣理事)

①90年 6月、第1回研究会開催 (於：日本プレスセンタービル)

「文化遺産の保存に関わる国際協力のあり方」

### 1 基調報告と問題提議

\* マルカタ王宮跡 (エジプト) 調査の経験から 渡辺保忠

\* サナー (北イエメン) 旧市街保存計画をめぐって 石井 昭

\* 東南アジアの二三の遺跡をとうしてみた遺跡保存の問題点 伊藤延男

(参加者：25名)

②90年 9月、第2回研究会開催 (於：神田学士会館)

「タイにおける保存の手法としてのヒストリカル・パーク」 西村幸夫

(参加者：17名)

③90年11月、第3回研究会開催 (於：神田学士会館)

「ラオスでワットプー遺跡を掘る」 上野邦一

(参加者：14名)

第1回研究会の内容についてはJAPAN ICOMOS INFORMATION第2期第5号に掲載した。第2・3回研究会の内容については、次号JAPAN ICOMOS INFORMATION第2期第6号に掲載予定。

## 4) 会計報告 (担当：石井理事)

①1991年 1月16日現在、一般会計残高 660,805円、基金合計12,550,000円。詳細は、別紙1のとおりで、承認された。

②会費納入の状況、1991年 1月16日現在、別紙2の通り。

(なお、当日は石井理事が年度の最終講義のため欠席、渡辺<sup>保忠</sup>理事が報告)

## 5) 会計監査報告

担当日名子監事退会のため、吉川名誉会員が代理で監査、承認報告。

## 6) 1990年国際イコモス総会報告

[総会には、坪井清足委員長、稲垣栄三理事、伊藤延男理事、陣内秀信理事の4名が出席された。各氏の報告は、本号別項にまとめて掲載してあります。]

## II 審議事項

### 1) 退会および入会の件 (担当: 木原理事)

① 逝去: 村岡正委員が1990年2月に逝去された。岩崎友吉名誉会員が同年12月逝去された。

② 退会: 杉山英男委員より1990年2月に退会の申し出があり、同年4月の理事会で承認された。日名子元雄監事より同年11月に退会の申し出があり、同年12月の理事会で承認された。本総会で、その会員登録抹消を決定した。

③ 入会: 理事会承認にもとづく1990年入会の新規会員は以下の8名。

森 宣勝氏・奈良県教育委員会文化財保存課

青柳正規氏・東京大学文学部所教授

井手久登氏・東京大学農学部教授

白井彦衛氏・千葉大学園芸学部教授<sup>庭園学</sup>

田畑貞寿氏・千葉大学園芸学部教授<sup>造園学</sup>

田原幸夫氏・日本設計建築設計部主任技師

中村 一氏・京都大学農学部教授

福川裕一氏・千葉大学工学部助教授

④ 入会申込者: 現在下記の3名の入会推薦がある。( )内は推薦者名。

岡田保良氏・国士舘大学イラク考古学研究所 (坪井委員長・石井昭理事)

高瀬静昭氏・新日本建築家協会会員 (陣内秀信理事・川添智利委員)

松本修自氏・奈良国立文化財研究所 (坪井委員長・鈴木嘉吉委員)

各氏には入会申込用紙を発送する。

⑤ 会員数: 現時点での会員数は121名、3名の入会申込者の手続きが完了すれば124名となる。

### 2) 1991年活動計画

① 1993年コロンボ大会の件 (担当: 伊藤理事)

[国際イコモス総会と関連しますので、本号別項に、伊藤理事の総会報告とともにまとめて掲載してあります。]

② 世界遺産条約の件 (担当: 稲垣理事)

日本イコモス国内委員会より世界遺産条約 (Convention for the Protection of World Cultural and Natural Heritage 世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約) の早期批准を求めるため、政府にその要望書を提出する事が決議された。

## ◎世界遺産条約の早期批准に関する要望書提出

稲垣栄三

別項の記事にあるように、1991年1月19日のイコモス総会で、世界遺産条約（Convention for the Protection of World Cultural and Natural Heritage 世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約）の早期批准を求める決議を行ったが、それを受けて去る2月13日、下記の要望書を関係各方面に提出した。当日、坪井委員長と稲垣の二名は、要望書を外務大臣、文部大臣、文化長官に提出し、また内閣総理大臣、環境庁長官に郵送した上、文部省記者クラブでその旨を発表した。

なお、2月7日付けの毎日新聞朝刊によると、現在外務省と内閣法制局で条文の最終チェックが進められており、本条約は遅くとも条約採択20周年の来年11月までには、批准が得られる見通しだという。

### 言記

平成3年2月13日

#### 世界遺産条約 Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage の早期批准に関する要望書

内閣総理大臣 海部 俊樹 殿  
外務大臣 中山 太郎 殿  
文部大臣 井上 裕 殿  
環境庁長官 愛知 和男 殿  
文化庁長官 川村 恒明 殿

日本イコモス国内委員会  
委員長 坪井 清足

「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」は1972年11月に開催された第17回ユネスコ総会において採択され、現在すでに115か国が批准しておりますが、日本は残念ながら、いまだに批准するにいたっておりません。この条約は、これまで別個の対象とされてきた文化遺産と自然遺産とを結びつけ、国際的な協力のもとに保護の実績を挙げようとするもので、地球環境保護が広範囲で叫ばれている現在、ますますこの条約への早急な加盟は必要不可欠のものになってきたと考えられます。

日本は近年、世界各地の文化遺産の保護に関して、資金・技術の両面にわたるめざましい貢献を続けておりますが、今後こうした活動に対する海外からの期待は一層多く寄せられると予想されます。このような活動を今後さらに推進するに当たって、文化遺産・自然遺産の保護に関する国際的連帯を謳った本条約を批准することは、日本への期待に応える最初の責務ではないかと考えます。

以上の趣旨に鑑み、日本政府が本条約を早急に批准し、必要な措置を講ぜられるよう要望いたします。

## ◎ 第9回国際イコモス総会報告

### 1) 坪井委員長報告

総会は1990年10月 6日から 6日間、スイスのローザンヌ市のパレ・ド・ヴォウリュウ国際会議場で開催され、日本からは、私のほか、伊藤延男、稲垣栄三、陣内秀信の各理事が出席した。

総会では新しい会長が選出された。次期会長選出は前夜まで候補者が決まらず、副会長らの運動でスリランカのローランド・シルバ氏を推すことにし、日本もこれに同調した。選挙では 156票を得てかろうじて過半数に達し、これまでの歴代会長の中で、アジアからの初めての会長である。パリ本部を支える事務局としては、庶務担当理事にカナダ人、会計担当理事にはオランダ人が選出された。また、執行委員の選出では、伊藤理事が3票、第2位で再選された。第1位の米国人女性とは僅差だった。次回の第10回総会は、1993年にスリランカのコロンボで開催されることに決定した。

総会のようすは、前回とはかなり変わってきたという印象を受けた。パネル展示による各国の発表は活発であり、日本がこれに出展できなかったのは残念だった。次回の総会はアジアで初めてのものでもあり、日本の文化財保護の水準を示す良い発表ができるよう努力すべきである。また、総会等では大量の各国作成資料も配布された。これらの作業や運営にボランティアとして活動している主体は、ICCRUM（国際文化遺産保存修復センター）での研修をへた若い人たちで、世代交替を感じさせられた。日本でもICCRUM研修者はもっと積極的にイコモスの活動に参加していただきたいと感じた。

イコモスは日本国内委員会でもその傾向があるが、建築・都市修景関係の活動に最も重点が置かれてきた。しかし、近年世界的に考古遺跡保存の問題が取り上げられるようになり、1989年スウェーデンでおこなわれたICAHM(International committee on Archaeological Heritage Management)の会議の報告では、その名簿に文化庁と奈良国立文化財研究所しか登録されていないので、今後この組織との連繫を深めてゆくべきであると考えた。

会長選挙では一部の人々から伊藤延男氏をとの声もあったが、現在のような弱体な日本の状況ではいかんせん、とあきらめた。いずれは日本で総会を開催できるように力をつけていきたいものだと痛感した。(以上)

### 2) 伊藤延男理事（本部執行委員）

今回の総会中、私は次の各活動に参加しました。

① 旧執行委員として。ローザンヌに到着してみると、総会準備はまだ充分出来ておらず、執行委員会がどこで行われているかさえも分からない始末でした。

ようやく会場を探し出しましたが、すでに会は中途まで進んでおり、議論の焦点が掴めませんでした。でも、この時点では、ステファノ会長の再選は決定的でした。くすぶっていた内紛が納まったとみて安心しました。それが、総会中に逆転して結局再選に立候補できなくなってしまいました。その辺の事情は不明ですが、他のビューロー現役員の総辞職、時期候補からのボイコット等で揺すぶられたらしいです。

② 総会副議長。 、私も既に古顔になったらしく、前回のワシントン総会に続き総会副議長に選ばれました。尤も副議長というのは、ヒナ壇の上に並んでいるのが仕事で、特にすることはありませんでした。

③ 木の保存特別委員会。 私はかねてから委員になっていますが、前ウイバー委員長任期途中の辞任に伴い、休眠状態になっていました。総会中、イギリス人委員の肝煎りで再建の協議が行なわれ、今度はノールウェイが引き受け、委員長マルステイン氏、事務局長ラルセン氏と決定しました。おまけに私が副委員長に推薦されてしまいました。考えてみると、日本はこういうイコモスの地道な活動にまったく寄与していません。せめて得意な分野である木の問題などから国際協力の実を挙げて行かねばならないと思います。

④ 新執行委員会委員として。 総会の翌日開かれた新執行委員会は、お決まりの顔合わせ程度で、特にお知らせすることはありません。

次回のコロポ総会は、アジアにおいてはじめて開かれる総会であり、日本もアジアの一国として、成功するよう大いに協力すべきだと思います。具体的には、もっと多数の出席者を送ることが第一ですが、さる12月にスリランカでシルバ会長に会い聞いたところでは、アジア各国の現状のプレゼンテーションをメイン・イベントとして考えているようです。坪井委員長の云われたように模型の展示、資料の配布なども考えねばなりません。国内委員会内に特別の作業部会を設けることを希望します。

### 3) 稲垣栄三理事報告

会場となったポーリュー宮は、大小いくつかの会議室をもつ比較的新しい建物で、この種の国際会議には何時でも対応できる有能な施設なのであろうが、東欧風の影響の濃いたたずまいで、何となく寒々とした風景だった。メインとなった大会議室の前には広いホールがあって、そこには各国が出品した展示が用意されていた。パネルや模型を使ったその展示は、保存の状況や修理の過程を分かり易く説明するもので、なかなかの迫力である。今回はじめて総会なるものに出て、最初に印象深く感じたのは、。各国が情報提供にきわめて積極的だったこと、そして全体としての情報の多さであった。パネル展示もその一つであるが、受付けで最初に渡される分厚い資料、会場入口にうずたかく積まれた様々の国のプリン

ト、これら印刷物の総量はとても会期中に目を通せるような生易しいものでない、ともかく歴大なものであった。会議は予定された議事もあり、時間の制約もあって、そこで交換される情報はそれほど多くない。とすれば、人に伝えたいこと、主張したいことがある場合、あらかじめパネルがプリント、あるいはスライドなどを用意して会場に持ち込まなくてはならない。そこで渡した情報は、帰ってからゆっくり読んでもらうか思い出してもらえばよいというわけなのであろう。

1990年は ICOMOS 設立 25 周年に当たっており、全体として、これまでの歴史を振り返り、将来を展望しようという、一つの節目に当面していることを伺わせた。事前に配られた資料のなかにもそうした意気込みを伺わせるような徴候がなかったわけではないが、しかし総会そのものではとくに白熱した議論が交わされたわけではなかった。むしろ、ごく大まかな印象を言うと、いわゆる欧米圏ではヴェニス憲章の理念が隅々まで浸透し、ICOMOS の活動も層の厚い組織のよって支えられているということがひしひしと伝わってくる。女性やヴォランティアの参加も少なくはなく、本来、NGO というものは、これらの参加者の表情が物語っているように、日常的な、生活のなかに折り込まれた活動なのだろうとあらためて感じられた。

ICOMOS の新しい活動が、アメリカ・オーストラリア・カナダ・ブラジルなど、比較的歴史の新しい国々で模索されているらしいことは興味深い。いずれもヴェニス憲章には最大限の敬意を払いつつ、それぞれの国の現状に合わせた国内の憲章を作るとか、ヴェニス憲章そのものの検討を行なうとか、行動の形はさまざまであるが、ICOMOS 定着後の次の方向を示唆するものであろう。アジア・アラブ・アフリカ諸国の発言が今後ますます期待されることになりそうな気配である。

#### 4) 陣内秀信理事報告

ローマ大会以来、久し振りにイコモスの総会に参加した。かつてのような新しいものを生み出す時期に特有の熱っぽさや、お祭りの華やかさは薄れ、どちらかと言えば、専門家の間のよりしっかりと確立した運動体の会議に発展したという感じを受けた。

しかし、また別の大きな変化の波が強く感じられた。先ず第一に、従来、ヨーロッパ主導型だったイコモスにおいて、それ以外の地域の発言権が強まっているということだ。アメリカ、カナダ、南米、そしてオーストラリアが熱心である。そして、今回、新たな会長シルヴァ氏を送りだしたスリランカの活躍が目をつけた。もちろん中東、アフリカの力も伸びている。日本を除けば、東アジアからの参加がないのが、いささか寂しかった。いずれにしても、イコモスの新たな勢力地図ができつつあり、その象徴として、シルヴァ氏が登場したと言える。

会議後、帰国の途中、偶然にもシルヴァ氏と同じ飛行機だったため、色々と話をかわすことができた。日本への期待が大きいこと、アジアでの活動を活発化する



る必要のあることがよくわかった。

ヨーロッパ中心主義が崩れてきたことともあいまって、「ベニス憲章」の見直し論が高まっているのにも驚かされた。だが同時に、文化財保存の原点であり、いまなお精神的支柱であるこの憲章への人々の評価も根強いことがよくわかった。日本もそろそろ、ベニス憲章の問題と本腰を入れて取り組まないと、国内の活動はもとより、海外で仕事をする上で問題が起こってくるのではと思う。

他の国々の参加者の中には、実際の修復・保存事業を実務として担当しているアーキテクトも多い。また女性の姿も数多かった。日本でも、文化財保存の世界をもう少し拡大していく努力が必要だと実感した。

### ◎世界遺産条約について

別項の記事にある世界遺産条約（Convention for the Protection of World Cultural and Natural Heritage 世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約）について、その条約の概要を<別紙 3>・<別紙 4>に掲載致しました。

### ◎イコモス国内委員会 会員名簿

1991年 1月19日総会時点での会員 121名の名簿を作成し、同封しました。お気付きの点が有りましたら、事務局までご連絡くださいますようお願い致します。

## 1990年度第2回研究会

### 『タイのヒストリカル・パーク』

日時：1990年9月26日（水）午後6:30～8:30

会場：学士会館

#### 1. 基調報告と問題提議(6:30～8:00)

◆タイのヒストリカル・パーク

西村幸夫

(東京大学工学部都市工学科課助教授)

◆タイ芸術局発行アユタヤ・ヒストリカル・パーク・レポート概要

クラパット・ヤントラサー

(東京大学工学部都市工学科大学院修士課程)

#### 2. 討論(8:00～8:30)

#### 概要

近年タイ国内ではUNESCOや日本等の技術経済援助を受けて、国家事業としての文化財保存活動が活発に行われている。その主なものの概要を、過去2年間バンコクのアジア工科大学で講師をなされた西村幸夫氏に報告していただき、また、現在タイから日本に留学中のクラパット・ヤントラサー氏に、最近刊行されたばかりのアユタヤ・ヒストリカル・パーク・レポートの概要説明を行なっていただいた。以下にその概要を記す。

◆タイのヒストリカル・パーク 西村幸夫

・ヒストリカル・パークについて

タイ国内には23の主要な歴史都市があり、現在のところその内の11カ所が調査及び保存事業対象地区となっている。ヒストリカル・パークは、そういった地区の主要部分を中心として遺跡や景観の整備・保存を行おうとする事業の、最も解り易い形態の一つである。この事業は、国家事業として多数の省庁がこれに参加し、「文化財保存」というよりは「地域活性化」事業（観光資源確保、雇用機会の創出等）としての性格を色濃く有するもので、個々の建造物に対しての姿勢は「文化財」としての認識が比較的稀薄で、日本の文化財保存事業とは大きく異なったものとなっている。このうち、現在地域ぐるみでの活発な活動が行われている地区として、バンコク、スコータイの2市をとりあげた。

#### ・バンコク

バンコクは現在もタイ国首都であり、ヒストリカル・パークと銘打たれるものではない。しかしながらその歴史的価値は非常に高く、従って政府はバンコク中心部（ラタナコシン島）内部に法的規制をかけ、現存する歴史的建造物を守っている。ラタナコシン島は内部を走る運河によって更に3地区に分割され、このうち最奥部には王宮、王宮寺院、国立博物館（旧皇太子宮）が立ち並び、最も厳しい規制がかけられている。最奥部、内ラタナコシンに関しては新規建造物を建てることは殆ど不可能であり、土地利用、建造物構成は現状のまま凍結させる方針を採っている。

#### ・スコータイ

この都市は12世紀中期に興ったタイ人による最初の王国の王都であり、いわばタイ人の故郷とも言うべき都市である。スコータイ王国の滅亡に従って都市は見捨てられ、現在のスコータイ市は旧都の西約15Kmの位置にある。旧都は3重の壕に囲まれ、その内外には王宮寺院をはじめ、数々の寺院遺跡がかなり広い範囲にわたって点在している。

調査対象地区として指定されたのは、旧都を含む70Km<sup>2</sup>、遺跡総数126 という非常に広大なものであるが、このうち「ヒストリカル・パーク」として有料で一般に公開されているのは旧都中央のごく一部に限られる。その外側は旧都城壁内といえども多くの人々が居住しており、保存地区の線引きはかなり曖昧なものとなっている。

1976年よりユネスコ等の協力によってマスタープランが作成され、1978年、プラン完了と共にタイ政府によって承認された。マスタープランの計画内容は大きく6つに分かれる。その内容は1)土地利用計画、2)考古学的発掘ならびに保存計画、3)修景計画、4)コミュニティ開発計画、5)観光開発計画、6)公共施設計画、である。この計画に基づいて公園建設が2期（1978-1981、1982-1987）に分けて実施された。

もともとこの地は、現在の主要交通網からは些か外れた地域に当たり、それゆえに地域開発が遅れていた場所である。ヒストリカル・パークの建設によって居住環境の整備、雇用機会の拡大、観光客の誘致等は成されたが、交通網の整備が全国的規模で行われない限りこれ以上の発展は望めないといえよう。また、遺跡保存のための方法や技術等に些か問題が認められ（発掘時および現状図面作成の不徹底、修復部分の正確な確認が不可能、復原形態に対する学術的根拠の不足等）、今後の文化財保存・復原事業には多くの課題が残されているといえよう。

#### ◆タイ芸術局発行アユタヤ・ヒストリカル・パーク・レポート概要

クラパット・ヤントラサー

## ・アユタヤ

14～18世紀に栄えたアユタヤ王国の首都であるこの町は、その歴史的価値は勿論、日本人にとって非常に馴染み深い場所である。ここもまたタイ国内では有数の規模を誇り、活発な活動を行っているヒストリカル・パークの一つである。バンコクから車で1時間程という場所に恵まれ、観光客が毎日多数訪れる半面、パークを含めた市内公共交通が未整備のため、中心部の混雑とは裏腹に知名度の低い遺跡はほとんど訪れる人もなく、閑散としている。

今回紹介されたレポートはタイ国立チュラロンコン大学がタイ観光局、タイ国立芸術局の協力を得て作成したもので、現在のヒストリカル・パークをより魅力的な観光ポイントとするための様々な戦略を述べたものである。その基本構想は、1 遺跡観光ポイントの整備、2 遺跡以外の観光ポイントを作り上げ、他には無い特徴を出す、3 アユタヤの本来の特徴である水上交通網の利用・整備、及び市内公共交通網の整備、の3点にまとめることができる。

以上の基本構想に基づいた観光開発の概要は大きく3つに分けることができる。①現存観光スポットの改善では、アユタヤ市全域を4つのエリア（中心部・北東部・南部・周辺部）に分割し、それぞれに固有のキャラクターをはっきりさせようというものであり、②観光環境向上では、アユタヤ全市の入口を明快に設定すること、中心部に観光基地としてのシティ・プラザを置き、生活文化的な観光スポットを設定すること、市内交通網をツアー・バス、路線バス、トゥク・トゥク（小型タクシー）、水上交通（ボート）の4つの面から整備し、③新観光スポットの設置ではアユタヤ市南部地域に4つの主要歴史的都市のミニチュアを展示し、更にミニチュア都市及びアユタヤ市内の主要建造物を展望できる「アユタヤ・タワー」を建て、アユタヤ市のシンボルとしようとするものである。

## ◆討論

以上の発表を受けて行われた討論では、日本に引き寄せながらのタイ・ヒストリカル・パークの位置付けに焦点が絞られた。

「パーク」と呼ばれてしまうが故の「悩み」はおそらく日本に於ける文化財保護の現場でも同様に抱えているものであるが、日本とタイとの大きな違いは、その「悩み」に対する姿勢の違いにある。タイでは、文化財保存は財政資源確保事業としての性格が非常に強く、学術的な真摯さよりも景観が重視される傾向がある。従って遺跡個々に対する姿勢は非常におおらかなものとなり、それは保存事業スタッフ構成にも表れている。それに関連して、タイ人にとっての遺跡とはどのような物なのか、社会的・宗教的な意義をどの様に捕らえているのか、といった疑問が出された。

また、保存の対象物となるもの（現在まで残っているもの）が石、ラテライト（紅土）や煉瓦造の寺院ばかりで建物の表現としては単一化している。学術的、景観的な見地からも、往時には周辺にあったはずの木造建造物（民家等）の復原

も必要なのではないか、という意見も出された。特に、タイ全国的には貴族の邸宅級の住宅（木造）の保存は行われているが、もっと一般的なクラスの民家は保存や復原の対象から外されているため、東南アジア建築の代表ともいえるべき素朴な高床式住宅の保存・復原は是非とも必要となるものであろう。その際には、木造建造物の保存・修復に一日の長がある日本が積極的に技術協力を行うべきであるという声が多く聞かれた。

## ◎報告

報告者：益田兼房

### 1990年度第3回研究会

#### 『ラオスでワット・プー遺跡を掘る』

日時：1990年11月22日（水）午後 6:30 ～ 8:30

会場：学士会館

#### 1. 基調報告と問題提議(6:30 ～ 8:00)

##### ◆ラオスでワット・プー遺跡を掘る

上野邦一

(奈良国立文化財研究所遺構調査室長)

#### 2. 討論(8:00 ～ 8:30)

#### ◆概要

ワット・プー遺跡はラオスの南端近く、メコン河から西へ7Km程に位置するクメールの遺跡で、主要建造物は、その装飾様式などから11世紀末から12世紀初頭にかけて建立されたと考えられている。現在この遺跡の発掘・修復を行っているラオス政府に対し、日本政府からユネスコに出資した基金により資金援助が為されており、上野氏はユネスコが派遣する指導研究員として1989年12月から2月までの約2ヵ月間現地に滞在し、その発掘を指導された。今回はその時の状況に感想を交えて、遺跡や周辺地域の紹介、発掘状況などをふんだんにスライドを使用して概説していただいた。以下にその概要を記す。

#### ◆遺跡

##### ・ワット・プー

ワット・プーとはラオ語で「山の寺」の意味で、山の斜面を利用して縦深的に段台テラスを造成し、その軸線上に各種建造物が展開する、いわゆる縦深段台

テラス型の配置形態を採る。同様の配置形態を採るクメールの寺院遺構はタイやカンボジア等に見受けられるが、それらは山頂部に配されているのに対し、ワット・プーは西側のリングパルウェアータ山を背負うようにしてその裾部に配されている点の一つの大きな特徴となっている。

主要建造物は東側（寺院前面側）より、北宮殿・南宮殿、聖牛堂、ナンディン堂、小塔群、主堂・図書館、再奥部にギャラリーというように山の斜面を西側へと少しずつ這い上りながら配置され、主要建造物の間は参道で連結されている。使用材料は砂岩、ラテライト、煉瓦であるが、上部構造は木造であったと考えられる。参道で連結された建造物群の全長は450m程であるが、更にその前部に人工の溜池を有し、東西に非常に細長い伽藍形態を持つ。植民地時代にフランス極東学院によって調査が為されているが、修復は殆ど為されないまま放置され、崩壊はかなり酷いものとなっている。また、当時の報告書の中に配置図や予想復原図が掲載されているが、学術的に見て疑問点はかなり多いといわなければならない。

今回の調査ではこの伽藍配置概略図の作成、及び南宮殿から聖牛堂間、小塔群の一部、主堂南側の3カ所の発掘を行なった。その結果、大量の瓦や彫像の破片、埋没していた基壇底部等が発見され、主堂が最初から石造と煉瓦造の混合した構造であることなど、いくつかの知見をえた。しかし発掘の行われた場所は全体伽藍に対して非常に狭い面積に過ぎないため、性急に結論めいたものを提出することは不可能である。また、現在までに為されている関連研究も、様式分類や編年構成等、まだまだ疑問点が多く、今後の発掘・研究の成果に期待するところ大である。

#### ・メコン東岸の城壁（？）跡

メコン河からワット・プーへのちょうど入口に当たるような場所に、煉瓦造と思われる壁体が露出している。現在はメコンの岸辺から西へ3Km程伸び、北へ折れて2Km程いった後東へ折れてとぎれる形となっているが、上野氏はこれはかつて都市を囲っていた城壁であり、その東辺はメコン河の氾濫によって失われたのではないかと考えている。隋書82巻に陵伽鉢婆（リングパルパタ）山の近くの都についての記述があり、また壁体内側より5世紀頃の碑文が発見されていることより、この都市に関連する遺跡である可能性が高い。現在内側には何の遺構も確認できないが、周辺の発掘は殆ど為されていないため、今後何等かの痕跡が発見される可能性はある。

この壁体の建造年代は不明だが、都市国家の形態を整えた頃のものと考えれば12世紀以降のものと考えられ、ワット・プーとの関連も考えられよう。しかし壁体が厚すぎる（約30m）こと、内側および周辺に都市の痕跡がまったく見受けられない（今後の発掘で発見される可能性はあるが）こと等より、都市城壁と考えること自体に疑問が無い訳ではない。そうすると、この壁体の用途は何で

あったのが疑問となるが、これは今後の発掘・研究に期待すべき問題であろう。

#### ・発掘作業

ラオス国内ではこの種の遺跡の発掘・修復は殆ど初めての経験であり、国内研究者や技術者の不足は如何ともしがたいものがある。それに加えてラオス政府の資金不足のために、必要器材も不足しがちであった。その厳しい状況の中で、現地の人々は身の回りの安価な材料（例えばその辺に自生している竹）を利用して代用品を考案し、資金不足に対応している。発掘技術的には知識の不足が否めないが、今後の日本の積極的な技術協力で多大な成果が望めるであろう。

#### ◆討論

以上の発表を受けて行われた討論では、我々にはあまり馴染みのないクメール建築についての質問が多く為された。確認される装飾等に中国の影響が見受けられること、その意味で日本との関連性があること、更にベトナムのチャンパとの関連性等が注目すべき点として挙げられた。

ラオスの建築一般についての質問や文化財に対する法規や意識等に関する質問も提出された。ラオスの一般的な建築はその殆どが木造或いは竹造であり、基本的には石・煉瓦造であるワット・プーもその上部架構は木造となっている。また、ワット・プー周辺やメコン河岸の城壁(?)跡周辺に木造建造物が存在していた可能性は非常に高い。文化財発掘・保存事業経験の浅いラオス研究者や技術者の指導にあたりと共に、木造建造物に対する豊富な知識を役立てるという点で、日本の果たす役割は資金援助は勿論のこと、技術的援助の面からも非常に重要であるということができよう。

## ◎研究会開催のご案内

1991年第1回研究会を下記のように開催致します。関心のある方の多数の参加が得られますよう、ご案内します。会員外の方の参加も歓迎いたします。なお、点線内を切り取ってご案内にお使いいただければ幸いです。

# JAPAN / ICOMOS

International Council on Monuments and Sites

日本イコモス国内委員会91年第1回研究会のご案内

## 東南アジアの町並み

- 日時：1991年3月25日（月） 午後6時30分～8時30分
- 場所：学士会館・307号室 TEL 03-292-5931  
＜東京都千代田区神田錦町3-28、  
半蔵門線・都営三田線・都営新宿線神保町駅下車5分  
東西線竹橋駅下車8分＞
- 研究会 「東南アジアの町並み」  
講師：国際連合地域開発センター・ナショナルエキスパート  
宗田好史



◎催しのお知らせ

## ネパール・カトマンズ渓谷文化遺産救済フォーラム

ヒマラヤ山脈の美しい大自然に囲まれた悠久の地ネパールのカトマンズ渓谷。そこには14世紀以来数世紀にわたって建立された貴重な文化遺産が今なお人々の生活と共に息づいています。しかし残念ながらその多くは崩壊の危機に瀕しており早期に保存修復しなければならない状況にあります。

ユネスコ（国連教育科学文化機関）は、その保存修復のため、1977年以来マスタープランを作成してカトマンズ文化遺産の総合的保存計画を進めると共に、各国にその保存修復への国際協力を呼び掛けて来ました。これに呼応してユネスコ・アジア文化センターではその実状を多くの皆さんに紹介するため現地でビデオによる撮影を行いこの程完成致しました。人類共通の貴重な遺産と言われるカトマンズ文化遺産とそこに住む人々との関わりに配慮しつつその保存修復崩壊の現状をできるだけ詳細に捉えました。

このフォーラムでは、収録したばかりのビデオを見ていただき、続いてネパール及び国内の専門家によるパネルディスカッションを開催して崩壊の危機に瀕しているネパール・カトマンズ文化遺産への理解を深め、その保存修復へ寄与したいと思います。

なお、ネパール音楽演奏家スシュマ小俣さん達によるネパール音楽の生演奏も用意していますので多くの皆さんの御参加をお待ち致しています。  
(入場料：無料)

### 東京会場

日時 平成3年3月21日（木）  
午後2時～5時  
場所 上智大学図書館大会議室  
主催 ユネスコ・アジア文化センター  
共催 上智大学アジア文化研究所  
後援 ユネスコ  
日本ユネスコ国内委員会、文化庁  
読売新聞社、フジテレビジョン  
ネパール大使館、日本ネパール協会

### 横浜会場

日時 平成3年3月23日（土）  
午後2時～5時  
場所 横浜開港記念会館  
主催 ユネスコ・アジア文化センター  
共催 横浜市  
後援 ユネスコ  
日本ユネスコ国内委員会、文化庁  
読売新聞社、フジテレビジョン  
ネパール大使館、日本ネパール協会  
神奈川県国際交流協会  
横浜市海外交流協会

パネリスト （東京及び横浜会場）  
シャフアリヤ・アマティア博士（ネパール政府考古局長）  
川喜田二郎教授（中部大学教授、川喜田研究所名誉顧問、日本ネパール協会会長）  
濱田 隆教授（東京国立文化財研究所長）  
渡辺 勝彦教授（日本工業大学建築学科教授）  
石井 溥教授（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所教授）

# 会計報告

自1990年 1月22日前回報告～至1991年 1月16日

全年度繰越金 = 291,977 円

収入	会費	1987年分	1人×10,000円	=	10,000 円
		1988年分	1人×10,000円	=	10,000 円
		1989年分	13人×10,000円	=	130,000 円
		1990年分	96人×10,000円	=	960,000 円
		1991年分	5人×10,000円	=	50,000 円
	利息	定期預金			49,680 円
		普通預金			6,360 円
		MMC			392,197 円
	合計				= 1,608,237 円

1990年度収入総計 = 前年度繰越金 + 収入 = 1,900,214 円

支出	会費	ICOMOS本部宛	97人6,984FF	=	193,666 円
		" (新会員分)	28人2,580FF	=	72,162 円
		ICOMOS大会出張費補助金	4人	=	497,116 円
		理事会会場費等 (2回)		=	33,373 円
		研究会会場費等 (3回)		=	66,769 円
		広報担当事務経費		=	155,981 円
		会計・庶務担当事務経費		=	201,731 円
		銀行送金手数料等		=	18,611 円
	合計				= 1,234,449 円

残高 (普通預金) 繰越金 + 収入 - 支出 = 660,805 円

## 基金

仮称・関野基金 (定期預金)	=	1,000,000 円
仮称・河合基金 (定期預金)	=	1,000,000 円
イコモス研究振興基金 (MMC)	=	10,150,000 円
イコモス研究振興基金 (定期預金)	=	400,000 円
合計		= 12,550,000 円

以上の通り報告いたします。

1991年 1月16日

監査、佐藤 通博と佐藤 由

会計担当・石井 昭  
渡辺 保弘

吉川 夢



# 会費納入状況一覽

1991年 1月16日現在

	会 員 数 (一般)			納入者数	未納者数	(免除)
	総・会員数	(名誉)				
1979年分			20	20	0	0
80年分			20	20	0	0
81年分			34	34	0	0
82年分			34	33	0	1
83年分			34	33	0	1
84年分			33	33	0	0
85年分			46	46	0	0
86年分	総・会員数	(名誉)	47	46	1	0
87年分	46	4	42	39	2	1
88年分	45	4	41	35	3	1
89年分	97	4	93	83	10	1
90年分	123	4	119	98	21	0
91年分 前納	...	.	...	5	...	.

世界遺産条約 Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage とは何か

日本イコモス国内委員会

1 経過

- 1972年11月 第17回ユネスコ総会で採択  
1975年 20カ国の批准とともに発効  
1978年 40カ国の批准によって完全施行  
1991年1月現在 115国が加盟、世界遺産の数は340（文化遺産246、自然遺産80、複合遺産14）

2 条約の概要

前文 文化・自然遺産は全人類のための世界の遺産として保存されなければならないこと、いまこれら遺産が危険にさらされていること、この条約は遺産保護のための効果的な体制を確立するための措置であること。

第1条 文化遺産の定義。

第2条 自然遺産の定義。

第3条 各国は自国内の文化遺産・自然遺産を認定し、区域を定める。

第4条 各国は自国内の遺産の保護・活用に最善を尽くすこと。

第5条 各国は自国内の遺産の保護・活用のため次の努力を行なう。

- a. 一般の方針の採択。
- b. 必要な機関の設置。
- c. 遺産を脅かす危険に対処するための実施方法の作成。
- d. 遺産の認定・保護・活用に必要な法的・科学的・技術的・行政的・財政的措置。
- e. 研修センターの設置、科学的研究の奨励。

第6条 各国は他国の遺産の保護について協力する。この場合、その遺産のある国の主権は十分に尊重される。

第7条 国際的保護の定義。国際的保護とは、各国の努力に支援を与える国際的な協力・援助の体制を確立することをいう。

第8条 顕著な遺産を保護するための政府間委員会（世界遺産委員会）をユネスコに設置する。同委員会は締約国会議で選出した21国によって構成される。同委員会の会議にはICCRROM・ICOMOS・IUCNそれぞれの代表一人ずつが顧問の資格で出席できる。

第9条 世界遺産委員会の委員国の任期。

第10条 同委員会の運営。

第11条 同委員会は、各国から提出された目録に基づき、「世界遺産一覧表」を作成する。またこの一覧表に記載されている物件のうち、大規模な援助が要請されるもののみを列挙した「危険にさらされている世界遺産一覧表」を作成する。後者については工事に要する経費の見積りを含む。また両一覧表は、常時更新し、公表する。

第12条 この二つの一覧表に記載されないことは、普遍的価値をもたないということではない。

- 第13条 世界遺産委員会は、一覧表に記載された物件についての国際的援助の要請を受けて、援助の性質・程度を決定し、かつ作業の優先順位を決める。同委員会は事業計画を実施するため、ICCROM・ICOMOS・IUCN並びに公的・私的団体、個人の援助を求める。
- 第14条 世界遺産委員会に、ユネスコ事務局長の任命する事務局が置かれる。
- 第15条 締約国の分担金・任意拠出金・寄付金などからなる「世界遺産基金」を設ける。
- 第16条 締約国の分担金は2年に1回支払うものとし、ユネスコの通常予算に対する分担金の1%を越えないものとする。
- 第17条 遺産保護のための寄付を目的とする国の財団・団体、公的・私的な財団・団体の設置を奨励する。
- 第18条 各国はユネスコの後援のもとに組織される募金運動を援助する。
- 第19条 どの締約国も国際的援助を要請でき、その際には第21条に規定する情報・資料を提出する。
- 第20条 国際的援助は、第11条の一覧表のいずれかに記載されたものに限って与えられる。
- 第21条 世界遺産委員会は国際的援助の要請書の記載事項を決める。
- 第22条 世界遺産委員会は次の援助を供与する。
- a. 美術上・科学上・技術上の問題に関する研究。
  - b. 専門家・技術者・熟練工の供与。
  - c. あらゆる水準の職員・専門家の養成。
  - d. 機材の供与。
  - e. 例外的に、返済を要しない補助金の供与。
- 第23条 職員・専門家養成のためのセンターに対する国際的援助。
- 第24条 大規模な国際的援助は最新の技術を活用すること。
- 第25条 国際社会は原則として必要な経費の一部のみを負担する。
- 第26条 世界遺産委員会と援助を受ける国の間で合意文書を取り交す。
- 第27条 各国は教育・情報を通じて遺産に対する認識を強化し、この条約による活動を大衆に周知させる。
- 第28条 国際的援助を受けた国は、援助の果たした役割を周知させる。
- 第29条 締約国はユネスコ総会報告で、この条約の実施状況を報告する。
- 第30～38条 最終条項。正文、加入・廃棄の手続きなど。